身体障がい者通所言語訓練事業業務委託
（長期継続）
受託法人募集要項

令和8年11月

大阪市

事務局　：　大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター管理課

住　所　：　〒547－0026

大阪市平野区喜連西6-2-55

（大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター3階）

電　話　：　06-6797-6501

電子メール　：　fa0033@city.osaka.lg.jp

１　案件名称

身体障がい者通所言語訓練事業業務委託（長期継続）

２　業務内容に関する事項

（１）事業目的と概要

身体障がい者通所言語訓練事業の目的は、在宅の脳血管障がいや脳性マヒ等による言語障がい者に対して、コミュニケーション機能の改善、向上を図るため、大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター（以下「センター」という。）において、通所による言語訓練を実施し、また高次脳機能障がい者に対しては、注意力、記憶力、遂行機能等の向上、社会的行動障がいに対する訓練も併せて行うことにより、在宅障がい者の日常生活の向上と社会参加の促進等、自立のための支援を実施することである。

今般、その目的を達成するため、受注者のもつ訓練・指導に必要な専門的知識と技術や、幅広い知識と経験、専門性を活用するため、法人から広く企画提案を募集する。

（２）業務内容

・言語障がい者を対象としたコミュニケーション機能の改善・向上にむけた訓練業務

・高次脳機能障がい者を対象とした注意力・記憶力・遂行機能等の向上並びに社会的行動障がいに対する訓練業務

※具体的な内容は、【別添資料 1】「身体障がい者通所言語訓練事業業務委託（長期継続）仕様書」（以下「仕様書」という。）を参照のこと。

（３）事業規模（契約上限額）

金 6,982,647 円（非課税）（1 カ年度あたり）

（４）契約期間

令和 9 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日（3 年間）

（５）履行場所

大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター訓練棟（以下「訓練棟」という。）2 階すみれルーム.

注 1）詳細は、【別添資料 2】「訓練棟 2 階平面図」を参照のこと。

注 2）訓練棟は、全館指定管理者制度により管理運営しており、指定管理者が実施する事業で使用する。本事業実施に当たっては、これら訓練場所及び指定管理者所有の訓練機器を使用することとなるため、受注者は指定管理者と事前に協議を行い、相互の事業に支障をきたさないよう十分調整すること。

（６）費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

（７）市側から提供する資料、貸与品等

仕様書を参照のこと

３　契約に関する事項

（１）契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

（２）委託料の支払い

受注者が確定後、本市と受注者が協議し、契約書に定め、受注者からの請求に基づき支払うことする。

（３）契約書案

【別添資料 3】「業務委託契約書（長期継続契約用）」参照

（４）再委託について

ア　身体障がい者通所言語訓練事業業務委託（長期継続）契約書第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

(ｱ) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

(ｲ) 仕様書 9 に記載する(1)から(10)までの業務

イ　受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託に当たっては、本市の承諾を必要としない。

ウ　受注者は、アイに規定する業務以外の再委託に当たっては、書面により本市の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

エ　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、本市は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと本市が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

オ　受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第 43 条の 2 に規定する書面とあわせて本市に提出しなければならない。

（５）その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に

基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

本公募は令和９年度予算が議決され、本業務に係る予算が発効することを前提に実施される停止条件付きの公募であり、条件が整わない場合には提案を公募したに留まり、いかなる効力も発生しません。

４　応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当する法人格を有する団体であること。

(1)　本事業において、効果的な訓練を実施することのできる専門的知識を有する職員（言語聴覚士の資格を有し、認知機能障がいに対する記憶力・注意力の向上、代替手段の獲得について成果を出せる実務経験のある者（1 名以上））を配置することができ、円滑かつ適正・確実に事業を遂行することができる法人であること。

(2)　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。

(3)　「令和 7・8・9 年度本市入札参加資格者名簿」に登録されている者については、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。

(4)　「令和 7・8・9 年度本市入札参加有資格者名簿」に登録されていない者については、参加申請時において、引き続き 1 年以上営業等行っており、かつ、納税義務者については、最近 2 年間において消費税及び地方消費税、法人市民税及び固定資産税を完納していること。

(5)　大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当していないこと。

５　スケジュール

・　募集要項の公示	令和 8 年 11 月 18 日（水）
・　質問受付締切	令和 8 年 11 月 26 日（木）
・　質問に対する回答	令和 8 年 12 月 3 日（木）
・　企画提案書の提出期限	令和 8 年 12 月 18 日（金）
・　選定結果通知	令和 9 年 1 月下旬
・　契約締結・事業開始	令和 9 年 4 月 1 日（木）
・　事業完了	令和 12 年 3 月 31 日（日）

６　応募手続き等に関する事項

（１）　参加申請手続き

必要書類を持参すること。(送付等不可)

ア　受付期間　　令和 8 年 12 月 11 日（金）～令和 8 年 12 月 18 日（金）まで
平日の午前 9 時 30 分～午後 5 時
(ただし、午後 0 時～午後 1 時を除く。)

イ　提出書類　　【別添資料 4】「身体障がい者通所言語訓練事業業務委託（長期継続）の業務受注者選考に係る申請書類」のとおり

ウ　提出部数　　正本 1 部、副本 4 部（複写可）
※なお、提案事業者名の記載は正本のみとし、副本には記載しないとともに、他に事業者名の表示がある場合は黒塗りする等、提案事業者が特定できる記載は行わないこと。

エ　提出場所　　大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター管理課
〒547－0026　大阪市平野区喜連西 6－2－55

（2）質問の受付

ア　受付期間　　令和 8 年 11 月 18 日（水）～令和 8 年 11 月 26 日（木）午後 5 時

イ　提出方法　　「質問票」（様式 1）に内容を記載し、大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター管理課まで（fa0033@city.osaka.lg.jp）メールにより提出すること
※メールの件名は「身体障がい者通所言語訓練事業（長期継続）質問票」と記載すること
メール送信後、メール送信した旨を電話連絡すること（06－6797－6501）

ウ　回答　　全ての内容を取りまとめの上、令和 8 年 12 月 3 日（月）に大阪市福祉局ホームページより回答する。

（3）企画提案書の提出

ア　企画提案書は、A 4 版とし、様式は「身体障がい者通所言語訓練事業業務委託（長期継続）の業務受注者選考に係る申請書類」のとおりとする。

イ　企画提案書の必須記載項目は、様式に定めたとおりとする。

ウ　受付期間　　令和 8 年 12 月 11 日（金）～令和 8 年 12 月 18 日（金）まで
平日の午前 9 時 30 分～午後 5 時
（ただし、午後 0 時～午後 1 時を除く。）

エ　提出部数　　正本 1 部、副本 4 部（複写可）

オ　提出場所　　大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター管理課
〒547－0026　大阪市平野区喜連西 6－2－55

カ　提出方法　　持参（送付等は不可）

7　選定に関する事項

（1）選定基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

－法人に関する事項（基本理念・事業実施の基本方針・同種事業の実績）　【15 点】
－訓練の実施体制・職員配置　【5 点】
－人権問題・虐待防止・権利擁護　【5 点】
－個人情報保護・情報セキュリティ　【5 点】
－苦情解決・緊急時の連絡体制　【5 点】
－専門性の確保・資質向上　【5 点】
－事業実施計画及び収支計画　【10 点】
－訓練・指導内容　【45 点】
－アフターフォロー　【5 点】

（2）選定方法

ア　本企画提案の審査については、大阪市障がい者福祉関係業務委託事業者選定会議が行い、その意見を受けて選定する。

イ　選定委員は、審査基準に沿って企画提案の審査を行う。

ウ　複数の法人の参加があるなど、企画提案による審査が困難な場合に限り参加者によるプレゼンを実施するものとし、開催日時、開催場所、内容・方法については、企画提案書の提出期限後に参加者に通知する。

エ　提案審査（各選定委員１人 100 点、３人の合計で 300 点満点）の合計点数の最も高い事業者を契約候補者として選定する。

ただし、合計点数が満点の 6 割（180 点）を超えていない場合は、契約候補者として選定しない。

また、選定委員ごとの評価の合計点数が、ひとりでも 6 割（60 点）に満たない場合は、選定委員の合議により契約候補者としての適否を判断する。

さらに、評価項目のうち「事業内容に関する事項」に係る選定委員ごとの評価点数がひとりでも配点の 6 割（36 点）に満たない場合は、選定委員の合議により契約候補者としての適否を判断する。

オ　審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、「（１）選定基準」のうち、「事業内容に関する事項」に係る評価点の最も高い事業者を選定することとし、この評価点も同点の場合はくじびきにより選定する。

（３）失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

ア　選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること

イ　他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと

ウ　事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること

エ　提出書類に虚偽の記載を行うこと

オ　その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

（４）選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市福祉局ホームページに掲載する。

８　その他

（１）提案に要する費用、条件等

ア　企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。

イ　採用された企画提案書は、「大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第３号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。

ウ　すべての企画提案書は返却しない。

エ　提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く）。

オ　期限後の提出、差し替え等は認めないが、追加資料の提出を求める場合がある。

カ　参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

（２）提出先、問い合わせ先

〒547-0026　大阪市平野区喜連西 6－2－55

大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター管理課

電　　話: 06－6797－6501

Ｆ Ａ Ｘ : 06－6797－8222

E-mail : fa0033@city.osaka.lg.jp

（様式１）

身体障がい者通所言語訓練事業業務委託（長期継続）の業務委託に係る質問票

令和　　年　　月　　日

法人名称	
（質問事項）	
担当者氏名及び連絡先	部署名： 担当者： 電　話： E-mail:

※　　質問事項は要点を明確にして記入してください。
※　　令和８年 12 月３日（木）に本市ホームページにて公表します。
※　　メール送信後、事務局宛てメール送信した旨を電話連絡してください。

提出期限：令和８年 11 月 26 日（木）午後５時までにこの質問票をＥ－mail に添付して送信してください。

送付先アドレス：fa0033@city.osaka.lg.jp